

法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、報告の内容について当該他の法律の事務を所掌する大臣に通知するものとすること。

(第三十五条関係)

四 主務大臣による公表

1 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称等の事項を公表するものとすること。

2 主務大臣は、公表につき、必要があると認めるときは、機構に技術上の調査を行わせることができるものとすること。

(第三十六条関係)

五 体制整備命令

主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が重大製品事故の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができるものとすること。

(第三十七条関係)

一 主務大臣の責務

主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならないものとすること。

(第三十二条関係)

二 事業者の責務

1 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、製品事故に関する情報を収集し、一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならないものとすること。

2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならないものとすること。

(第三十四条関係)

三 重大製品事故の報告

1 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生活用製品の名称等の事項を主務大臣に報告しなければならないものとすること。

2 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合において、当該事故による危害が政令で定める他の

第三 罰則

- 一 体制整備命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとすること。
(第五十八条関係)

第四 施行期日その他

- 一 この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
(附則第一条関係)

- 二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。
(附則第二条関係)

- 三 独立行政法人製品評価技術基盤機構法について、所要の改正を行うこと。
(附則第三条関係)

第二 危害の発生及び拡大を防止するための措置

一 事業者の責務

- 1 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、製品事故の原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の措置をとるよう努めなければならないものとすること。
2 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が自主的に、又は危害防止命令を受けて行う消費生活用製品の回収その他の措置に協力するよう努めなければならないものとすること。
(第三十八条関係)

一 危害防止命令

- 1 緊急命令について、主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、必要な措置をとるべきものと命ずることができるものとする旨に、見出しを「危害防止命令」に改めるものとすること。
2 主務大臣は、危害防止命令を命じたときはその旨を公表しなければならないものとすること。
(第三十九条関係)

目 次

製品事故発生から報告、公表、罰則	2
消費生活用製品の範囲	3
「重大製品事故」の定義	4
重大製品事故の報告義務	6
重大製品事故の公表	8
報告義務を違反した場合（体制整備命令と罰則）	9
販売事業者、修理事業者、又は設置工事事業者の責務	10
消費者への情報周知と消費者からの申出	11
報告対象となる重大製品事故か否か	12
Q & A	13

新しい消費生活用製品安全法について
～製品事故情報の報告・公表制度が始まります～

平成19年2月版

経済産業省

製品事故情報を社会全体で共有し、
製品事故の再発防止を図り、
私たちが安全で、安心して暮らせる世の中を実現します。

平成18年11月、第165回臨時国会において、「消費生活用製品安全法」の改正法が全会一致で成立し、12月6日に公布されました。

今後、政令及び省令の整備を行い、公布から6ヶ月以内に施行することになります。

今回の改正は、消費生活用製品に係る製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置が新たに設けられ、製品事故の再発防止を図ろうとするものです。

主な改正のポイントは、以下のとおりです。

(事故情報の収集と公表)

✓ 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を主務大臣*に報告しなければならない。

✓ 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合等において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、事故の内容等を公表する。

✓ 消費生活用製品の小売販売事業者、修理事業者又は設置工事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。

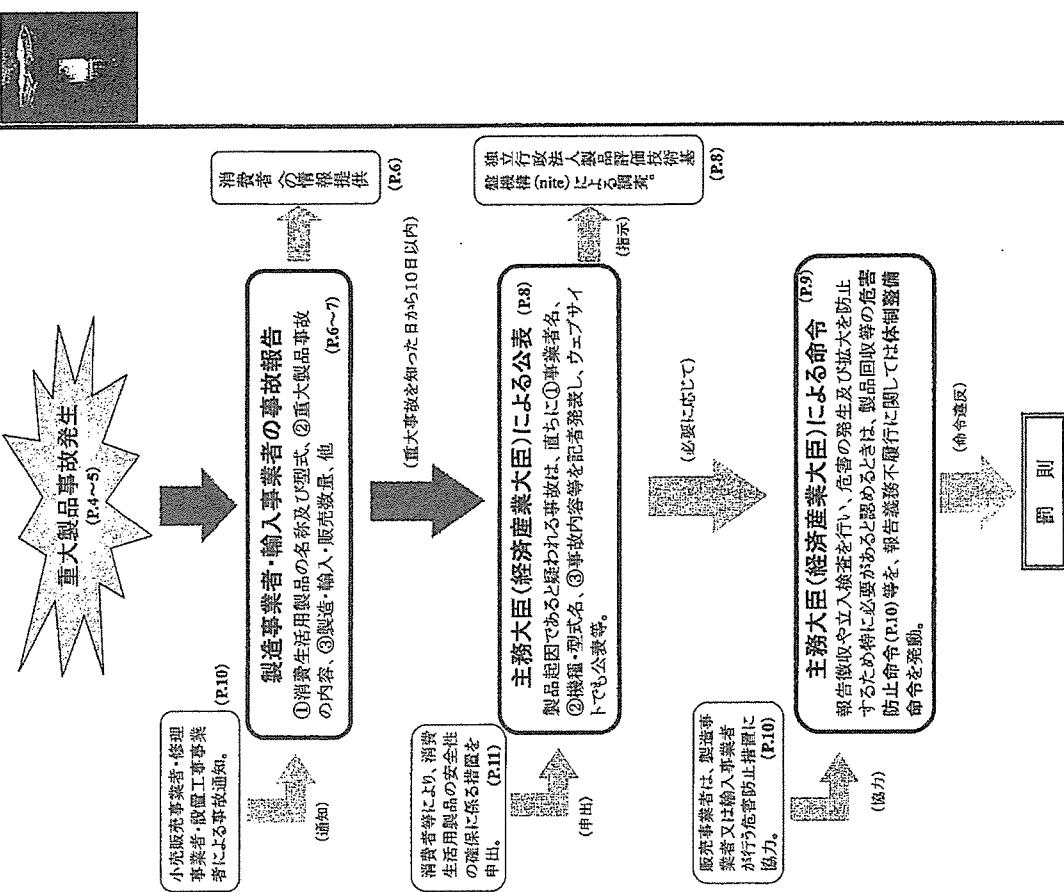
(事故の再発防止対策)

✓ 消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、事故原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収等の措置をとるよう努めなければならない。

✓ 消費生活用製品の販売事業者は、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者が行う消費生活用製品の回収等の措置に協力するよう努めなければならない。

製品事故発生から報告、公表、罰則
(新制度の概要等)

*本ページは2007年2月22日に改訂されました。



消費生活用製品の範囲

「消費生活用製品」とは

- ◆消費生活用製品安全法(以下「消費安法」という。)において、「消費生活用製品」とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く。)」(法第2条)と定義されています。
- ◆また、製造事業者又は輸入事業者が業務用として製造又は輸入している製品であっても、その製品の生産や販路等から判断して、一般消費者がホームセンター等で容易に入力可能で、一般家庭でも使用できるような製品は、消費生活用製品と解されます。
- ◆なお、消費法以外の他の法令で個別に安全規制が図られている製品は、「別表に掲げるるもの」として消費生活用製品から除外されています。このため、別表に掲げられた製品で重大事故が発生した場合には、消費法に基づく事故報告の義務は発生しません。

★消費生活用製品安全法(別表)

- 一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項又は第二十九条の規定の適用を受ける船舶
- 二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第第一項に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十二条第二項に規定する洗剤
- 三 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の二に規定する検査対象機械器具等(いわゆる、消火器具等といいます。)
- 四 薬物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する薬物及び同条第二項に規定する劇物
- 五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両
- 六 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十一條に規定する警報器
- 七 両輪等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号)第二条第二項に規定する測量等
- 八 薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療機器
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める法規の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によって一般消費者の生命又は身体について危険を発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

★消費生活用製品施行令

- (消費生活用製品から除外される製品)
第一表 第二条第一項に規定する警報器等は、別表第三の上欄に掲げるところとし、同号の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
別表第三(第十三会関係)
一 緊急安全法(昭和八年法律第十一号) 緊急安全法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件
(例:船舶を自動消火装置のついてないコンロにかけたまま、その場を離れた場合に発生した火災事故。)消費者の重過失と考へられたため、製品事故に該当しない。】
- 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第三号から第十一号までに掲げる原動機付自転車の装置(例:車輪、窓ガラス、ライト、消音器、方向指示器等の装置をいいます。))

「重大製品事故」の定義(1)

「製品事故」とは

- ◆消費法において、「製品事故」(法第2条第4項)とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、
 - ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、あるいは、
 - ②消費生活用製品が消失し、又は損壊した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの、
- のいずれかであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものをいいます。

換言すれば、製品の欠陥によって生じた事故でないことが誰の目から見ても明々白々な事故は、この法律における製品事故には該当しないということです。

- ◆ただし、製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故か否かは、実際、なかなか判断に迷う場合があります。消費法において製品事故に当たらない事故として、具体的に以下のものが挙げられます。

(1) 自動的に製品事故から除外されるもの

- ①製品を用いて、故意に人体に危害を加えた場合(例:包丁という製品を用いて、他人を傷つけ、大けがを負わせた場合。当然ながら、これは、包丁の使用による製品事故には該当しません。)
- ②製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が生じた場合(例:自転車という製品を使用中に、背後から走った自動車に追突され交通事故に巻き込まれた場合。これは、自転車の使用による製品事故には該当しません。)

- ③除外されるかどうかケースバイケースで判断をしなければ判断できないもの
一 被消費者による製品の目的外使用や重過失と考えられる場合等については、本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故なのかということについて、個別に判断を行うこととしています。
(例:天井から鍋を自動消火装置のついてないコンロにかけたまま、その場を離れた場合に発生した火災事故。)消費者の重過失と考へられたため、製品事故に該当しない。】

「重大製品事故」の定義(2)

(例)ホームセンターで売られている比較的安価なショーレッジャーにおいて、家庭で子供が指を切断した事故。】家庭で使用されていることが想定されたことや、扱い口の材質が柔らかく、たわんで指が入るなど、感して設計・製造されていないかったことや、扱い口の材質が柔らかく、たわんで指が入るなど、製品の欠陥がないことが明白とはいえないため、製品事故に該当する。】

◆製品事故から除外される事故事例については、経済産業省のウェブサイト上で順次公開し、事例の蓄積を図りながら、安定的な制度運用に努めています。

「重大製品事故」とは

◆「重大製品事故」とは、現在、施行令の改正作業を進めていますが、聖品事故のうち危害が重大なもの(法第2条第5項)であって、具体的には、以下の事故を対象とする予定です。

★重大製品事故とは、

①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。

○死亡事故

○重傷病事故(治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病)又は後遺障害事故

○一酸化炭素中毒事故

②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。

○火災(消防が火災として確認したもの)

重大製品事故の報告義務(1)

事業者の事故報告義務

◆消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対して適切に提供するよう努めなければなりません。(法第34条第1項)

◆製造事業者又は輸入事業者は、消費者や販売事業者等からもたらされた製品事故に関する情報について、しっかりと受け止め、真摯に対応することが不可欠です。

◆消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、発生の事実を知った日から起算して10日以内に、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を経済産業省に報告しなければなりません。これは、企業規模を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者は、事故報告義務を負うことになります。

◆報告項目は、事故発生日、被害の概要、事故の内容、製品の名称、機種・型式、製造・輸入・販売数及びその時期、事故を認識した製造と日、事故原因、事故への対応などをす。

◆事故報告の窓口は、報告の迅速性や事業者の利便性等を考慮して一個所に集約しました。経済産業省(本省)商務流通グループ製品安全課に報告をして下さい。

◆報告の様式は、省令で定めることとしています。当該様式を経済産業省のウェブサイトからダウンロードできるようにする予定です。なお、ウェブサイトから電子的に直接提出できるよう現在検討中です。

The image shows a sample report form titled '重大製品事故報告書' (Major Product Accident Report Form). It includes sections for basic information, accident details, cause analysis, and reporting contact. There are also sections for handling and reporting methods.

報告様式の例(イメージ図) ※2枚、裏面は色紙でない。

重大製品事故の報告義務(2)

※本ページは2007年2月21日に改訂されました。

経済産業省による公表
◆経済産業省は、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められた場合は、製品の名称及び型式、事故の内容等を迅速に公表します*1。(法第36条第1項)
◆重大製品事故の具体的な公表方法は、以下とのおりです。
(1) 《ガス機器・石油機器による重大製品事故》 報告後直ちに、事業者名、製品の名稱、事故の内容等を記者発表するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。
(2) 《その他の消費生活用製品による重大製品事故》
i) 製品起因の事故であることが疑われる場合、報告後直ちに、①製造事業者又は輸入事業者に對し再発防止策を求めるとともに、②事業者名、機種・型式名、事故の内容、消費者の危険回避に資する事項等を記者発表するとともに、経済産業省のウェブサイトで公表します。
ii) 製品起因の事故か否かが不明な場合には、以下のような公表方法となります。
【第1ステップ】 経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者から報告を受けてから、明瞭かに報告対象でない事例等を除き、原則、1週間以内に①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日を経済産業省のウェブサイトで公表し、事故発生の概要について記者発表を行います。
【第2ステップ】 報告を受けた事故情報をさらに分析し、製品起因が疑われる場合には、上記i)と同様に公表等を行います。
* * *

重大製品事故以外の報告(参考)

◆また、重大製品事故以外の製品事故を知った場合には、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に報告して下さい。なお、niteの報告先は、フリーダイヤルFAX:0120-123-2529です。詳細は、nite事故情報ページ(<http://www.jiko.nite.go.jp/>)を御覧下さい。

* * *

*1 公表に当たる必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に技術上の開示を行わせることがあります。(注第36条第2項)

*4 消費経済審議会製品安全管理会議会議員兼委員会第三者委員会(候補)

◆いずれにせよ、製品起因の可能性が完全に払拭されない事故については、然るべき理由が付された上で、事業者名、事故概要等について何らかの形で公表されることがあります。
◆経済産業省では、製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性について定期的に確認するため、外部委員からなる第三者委員会*2を設置し、四半期に一度の頻度で経済産業省の運用状況をチェックすることとしています。これにより、行政の恣意的な裁量をできるだけ制限し、透明性の高い制度運用に努めます。

報告義務を違反した場合 (体制整備命令と罰則)

報告義務を怠つてはいると思われる場合

◆経済産業省は、何らかの方法で重大製品事故の発生を知り、当該事故に関する製造事業者又は輸入事業者に対して報告徴収等を行った結果、当該製造事業者又は輸入事業者が報告義務を意図的に履行していない等が認められる場合には、事故の概要等に加え、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名を、第一ステップを経ることなく、直ちにウェブサイトで公表するとともに、必要に応じて、記者発表を行います。

「体制整備命令」とは

◆さもなくば、経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故の報告を怠つたり、又は虚偽の報告をした場合には、当該製造事業者又は輸入事業者に対して、事故情報を収集、管理及び提供するために必要な社内の体制を整備するよう命令(体制整備命令(法第37条))を発動することとしています。

大消費生活用製品安全法(抜粋)

(体制整備命令)
第三十七条 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入による消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入による消費生活用製品について係る消費生活用製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理体制化するためには必要な体制の整備を命ずることができます。

罰則

◆製造事業者又は輸入事業者が、上記の体制整備命令に違反した場合には、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処されます。また、これらが併科されることもあります。(法第55条第5号)

販売事業者、修理事業者、 又は設置工事事業者の責務

販売事業者

◆小売販売事業者は、その小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を、直ちに適切に提供するよう努めなければなりません。(法第34条第1項)

◆加えて、小売販売事業者は、その小売販売に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。(法第34条第2項)

◆販売事業者は、製造事業者又は輸入事業者が行う製品回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置について、当該製品の販売停止、在庫情報の提供等を通じて、当該措置に協力するよう努めなければならない。特に、危害防止命令(法第39条)等が発動されている場合は、販売事業者は製造事業者等に協力しなければなりません。(法第38条第2項及び第3項)

(※)「危害防止命令」(法第39条)とは、
消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体に重大な危険が発生し、又は発生する危険がある場合において、当該消費者が発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に対する当該消費者の生命又は身体に対する重大な危険の発生及び拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを国(経済産業大臣)が命ずることです。
なお、危害防止命令は、改正前の「緊急命令」に当たるもののです。

修理事業者

◆修理事業者は、その修理に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。(法第34条第2項)

設置工事事業者

◆設置工事事業者は、その設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。(法第34条第2項)

消費者への情報開示と消費者からの申出

事故情報を知るには

- ◆経済産業省に報告された重大製品事故に関する情報を消費者がタイムリーに入手できるようにするために、経済産業省のウェブサイトから常に最新の重大製品事故情報が得られるようになります。同様に、製品リコール情報等についても、経済産業省のウェブサイトから情報が得られるようになります。なお、緊急性の高い製品事故については、経済産業省が記者発表を行うこととしています。
- ◆また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)のウェブサイトにおいても、製品事故やリコールに関する最新情報が掲載されています。

申出制度

- ◆消費生活用製品の安全確保に関して、必要な措置がとられていないことにより、一般消費者の生命又は身体に対して危害が発生するおそれがあると認めるときには、直接的な利害関係者のみならず、個人、法人、団体を問わず、どなたでも主務大臣(経済産業大臣)に対して申出を行うことができます。(法第52条)
- ◆経済産業省は、こうした申出がなされた場合には、その申出の事実を確認の上、事実である場合には、消費法に基づいた措置等を適切に行う義務が課されています。

★消費生活用製品安全管理法(抜粋)

- (主務大臣に対する申出)
第五十二条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができます。
2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づき措置その他適切な措置をとらなければならぬ。

報告が象となる重大製品事故か否か ～判断が難しい事例を中心に挙げてみました～

対象となる例

(注)いずれも、製品事故という而不是で示しています。

- ◆家庭向けにも販売されているガス湯沸器を事務所で使用し、一酸化炭素中毒死亡事故が発生した。
【☞「ガス湯沸器」は消費生活用製品であり、これを家庭ではなく事務所で使用した場合であっても、一酸化炭素中毒事故の発生は重大製品事故です。】
- ◎家に設置されている雨戸(金属製のシャッター)において、子供が指を挟み、指を切断した。
【☞一般家庭の家屋に広く設置される雨戸(シャッター)は消費生活用製品に当たり、身体欠損は重大製品事故です。】
- ◎業務用ガスオーブンとして海外で製造されたものを一般家庭での需要が見込まれたため家庭向けにも輸入・販売していた品が、家庭で爆発事故を起こし、家屋が半焼する火災が発生した。
【☞業務用製品であっても、一般消費者が容易に購入でき、現に、その製品で重大製品事故が発生した場合には、幅広く報告することとなっています。】

非対象となる例

- ◆業務用冷凍庫に設置されている業務用冷凍庫から漏電があり、火災が発生した。
【☞レストランの厨房に設置されている業務用冷凍庫から漏電があり、火災が発生した。業務用冷凍庫は事業者が事業のために使用する業務用の製品であり、消費生活用製品に当たりません。】
- ◎家屋の床下の柱が設計よりも細かったため座屈して、住人が重傷事故を負った。
【☞床下の柱は、建築物と考えられ、また、一般消費者が市場で購入するようなものではないことなどから、消費生活用製品に当たりません。】

～ 判断に迷つたら、とにかく幅広く国に報告して下さい。～

Q&A（その1）

問1. 今回、法律に基づいて重大製品事故の報告を行った場合、例えば、製造物責任法（PL法）等の民事上の責任も負うことになるのでしょうか。

（答）

今回の事故報告制度においては、製造事業者又は輸入事業者が国への事故報告を行った事実をもって、直ちに製品欠陥があるということを認めたことにはならないことから、事故報告の義務を履行したことと同様に、民事上又は刑事上の責任を負うことにはなりません。

問2. 重大製品事故を知ったときは一体いつなのでしょうか。事業者者が調査をした結果、報告義務となる重大製品事故であることが分かった時点とくどうか。

（答）

製造事業者又は輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったとき（すなわち、会社の社員の誰かが重大製品事故の第一報を得た時点）です。なお、製造事業者又は輸入事業者は、知り得た製品事故が重大製品事故であるかどうかを適切に把握することが重要です。

問3. 製造事業者又は輸入事業者以外の者であっても、重大製品事故の発生を知った場合には、国に報告しても良いのでしょうか。

（答）

重大製品事故の発生を知り、製造事業者又は輸入事業者のみな ragazzi、國にも直接通知するなどが適当と考えられる場合には、國へ連絡いただいたいとも結構です。ただし、國は、このような情報について十分な調査・分析を行つた後、報告を行つた方、製造事業者又は輸入事業者に對して十分な確認を行つた上で、公表等の対処を行います。（※問12を参照）

問4. 10日間以内の報告であるが、10日間で分かる範囲でまずは報告をするということで良いのでしょうか。

（答）

完全な情報を収集するために、事故発生の事実を消費者に知らせるのが遅れ、結果的に事故の多癡を招くようなことがあつてはいけないと考えています。このため、重大製品事故の発生を知った場合には、10日間の限られた期間の中で最大限の情勢収集に努め、10日間以内に國に報告することが重要です。なお、勿論、國に報告を行つた後、新たな事實が判明した場合には、直ちに追加報告を行ふことがあります。

問5. 製品の経年劣化によって発生した重大製品事故も報告の対象になるのか。

（答）

問6. 体制整備命令とは、どのような内容になるのでしょうか。

（答）

体制整備命令とは、製造事業者又は輸入事業者が重大製品事故に関する情報を収集・管理・公表できるようにするための社内体制の整備について命令を行うことです。

具体的な命令の内容については、それぞれの事業者の状況により異なると思いますが、例えば、消費者からの製品事故情報に関する専用窓口の設置や事故情報処理に係る社内規程類の整備などが挙げられます。

Q&A（その2）

問7. 製造事業者等が製品回収を行ひ際に、販売事業者が持つている顧客リストを提出して協力しようと考えているのですが、顧客の同意なしに、顧客リストを製造事業者に提出することは個人情報保護法に抵触するのでしょうか。

（答）

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第16条第3項第2号の規定に基づき、消費者に危害を及ぼす事例が起る危険性のある製品を回収する場合で、当該製品の購入者に緊急に連絡を取る必要がある時には、販売事業者が有している顧客リストを製造事業者等に提供することは問題とならないと解されます。

問8. 一酸化炭素中毒は腫瘍も含まれるのでしょうか。

（答）

含まれます。今回のハロマ泡ガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故を踏まえ、一酸化炭素中毒事故は、重篤な後遺症が残る事故として特に懇切られました。

問9. 製品の欠陥ではないが、製品の設置の際の電気配線のミスで火災に至ったような場合は、製造事業者の報告は必要なのでしょうか。

（答）

その電気配線ミスが製品の構造等に全く起因しないとまでは明確にいえない可能性があることから、製造事業者による事故報告は必要です。

問10. OEM（相手先ブランド）製造製品については、誰が報告義務者になるのでしょうか。

（答）

OEM製造においては、原則、実質的に製造行為をおこなっている者が製造事業者であります。ただし、委託元が自ら設計し、製品の検査など、単に製造行為を外注するような場合には、委託元が製造事業者とみなされる場合もあります。

問11. 全治30日とは一体どれが決めるのでしょうか。また、後で、30日でないことが判明した場合や、軽症で入院していたら、最終的に死亡するのでしょうか。

（答）

基本的に、被告者の状況は、医師の診断によつて判断します。また、事故が発生した際に、医師の診断で、概ね何日間の治療期間を要するかが判断できます。

なお、軽症であったものが、その後、死亡に至つた場合には、死ごしたことを知つた時点で重大製品事故の発生を知つたこととなるため、その時点から10日以内に報告することになります。

問12. 現在実施している独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)や電気用品安全法に関する事故報告制度との関係はどうなるのでしょうか。

（答）

消費生活用製品に係る重大製品事故については、直接、國に報告を行います。それ以外の製品事故はすべて独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に報告していただきより現在調整中です。

Q & A (その3)

問13. 製品の製造又は輸入事業者が倒産して、もはや事業者が存在しない場合、当該製品で重大製品事故が発生した情報を得た販売事業者は、事故情報を誰に通知すれば良いのでしょうか。

(答) 重大製品事故が発生した場合で、製造・輸入事業者が不在の場合には、国に連絡をして下さい。
なお、製造事業者が倒産又は営業等となっている場合には、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)が当該製造事業者等に代わって、製品の危険性に関する情報を消費者に周知し、消費者が危険を回避できるようにしたいと考えています。

【お問い合わせ先】

経済産業省商務流通グループ製品安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
(電話) 03-3501-4707
(FAX) 03-3501-6201
(e-mail) qqicbpe@meti.go.jp

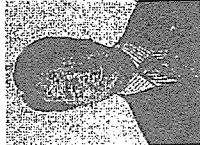
※本資料は、以下のURLから入手できますので、御自由に御活用下さい。
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>

製品安全自主行動計画策定のための ガイドライン



はじめに	1
製造事業者に係る自主行動指針	2
輸入事業者に係る自主行動指針	5
修理・設置工事事業者に係る自主行動指針	8
販売事業者に係る自主行動指針	10

はじめに



甘利 明

今般、私たちの身の回りの製品による痛ましい事故が相次いでおり、製品安全に対する世の中の關心がこれまでになく高まっています。国民一人人が安全に暮らせる安心な社会を構築することは、国の最も重要な責務です。このため、経済産業省では、製品安全対策を最重要課題に位置付け、積極的に取り組んでいます。こうした中で、昨年の臨時国会において、「消費生活用製品安全法」の改正を行い、私たちの生活に使用される身の回りの製品を対象とした事故情報の報告・公表制度を創設しました。この制度では、重大な製品事故が発生した際、メーカーや輸入事業者に対して国への事故報告を義務付けるとともに、国はこうした事故情報を迅速に消費者へ周知することとしています。

しかしながら、こうした法令に基づく制度は、いわば守るべき最低限のルールであり、製品安全を向上させるためには、こうした法的な義務付けのみならず、製品安全の確保が、事業者の経営の基本方針にしっかりと位置付けられ、経営のトップから末脚の社員を含めた全社的な製品安全管理体制の構築と製品事故への迅速かつ適切な対応がなされことが不可欠です。

このような認識の下、本ガイドラインでは、製品安全の確保に向けた事業者自らの取組を促すため、産業構造審議会製品安全小委員会（委員長：宮村 鑑夫 中央大学理工学部教授）の審議を踏まえ、企業トップの意識の明確化や体制整備及び取組等の製品安全に関する基本的な考え方や行動の在り方を示しています。こうした自律的な取組をより多くの事業者が実践することで、製品安全を事業活動や消費生活における重要な価値とする「製品安全文化」の定着が図られ、製品安全が持続的に確保されるような安全・安心な社会が構築されると確信しています。

製造事業者に係る自主行動指針

消費生活用製品の製造事業者は以下に掲げる対応を製品安全自主行動計画として策定し、それに沿って行動することが望まれる。また、自主行動計画の内容については、可能な限り、CSR レポートや事業者のホームページ等において、情報開示することが期待される。

関係業界団体にあっては、以下に掲げる対応を會員企業及び団体自らもとめるよう努めることともに、必要に応じ当該業界の製品特性に応じた対応をとるための指針を明確にする業界団体としての自主行動計画を策定し、それに沿って行動することが望まれる。

なお、これらの自主行動計画は、自社製品だけではなく、他の製造事業者等の製品に係る事故の実態や科学技術の進展等を踏まえ、定期的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれる。その際、第三者専門機関等の助言を得ることも有効であろう。

01. 企業トップの意識の明確化について

★ (1) 性能の高度化や製品コストの低減を追求するだけではなく、消費者に安全な製品を供給し、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」、「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。

(2) 会社法では、大企業等に対し、内部統制システム（取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制）構築の基本方針を取締役会で議決し、事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を対外的にも開示すること。

02. 体制整備及び取組について

- (1) リスク管理体制の整備
① 誤使用も含めた製品の使用に伴うリスクの洗い出しを行い、そのリスクを

平成19年3月
経済産業大臣 甘利 明

評価し、その結果を製品の設計、部品、警告ラベル、取扱説明書に

フィードバックする等、継続的な製品安全向上に努めること。

② 製品の安全基準、品質管理、原材料や部材の調達先の把握、その調達先との製品仕様に関する情報共有体制、事故報告マニュアル、苦情対応マニュアル、製品回収等のリコール余剰要件等を含めた製品安全の確保のために必要な各種規程類を策定すること。

③ 品質管理にとどまらず、原材料や部材の調達、製品の製造、製品の販売等において、社内の部署を横断的に指示できる権限を有する製品安全担当部署を設置すること。

④ 重大製品事故の発生等により消費者が大きな被害に遭う場面を想定した緊急対応マニュアルを作成し、実効性ある緊急時の体制を整備すること。

⑤ 法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制を整備するとともに、自主行動計画の実効性が確保されているかどうか、定期的に内部監査等によりモニタリングを実施すること。また、教育・研修やモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、各種規程類、体制、内部監査手法等を見直すこと。

(2) 情報の収集・伝達・開示等の取組について

① 製品事故等(欠陥、不具合、苦情、類似製品の事故)の情報について、消費者や販売事業者、業界団体等からの積極的な収集体制を整備すること。その後、消費者や販売事業者から見て受付窓口を明確にする等の体制を整備すること。

② 製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備すること。

③ 製品事故等の情報について、消費者、販売事業者等の社外の関係者に対する開示体制を整備すること。

④ 製品事故等の情報について、販売事業者等の社外の関係者との間に伝達すること。

⑤ 製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に情報を共有し、共用できるような体制を整備すること。

⑥ 製品事故等の情報について、消費者の安全・安心を第一として消費者に対して迅速かつ適切に開示すること。

⑦ 製品事故等の情報について、販売事業者、修理・設置工事事業者等の

社外の関係者に対して迅速かつ適切に開示すること。

⑧ 製品事故等の情報について、事故等が製品の部材に起因すると認められる場合には、可能な範囲で、当該部材を使用している他の製造事業者等に対して開示すること。

⑨ 製品事故等の情報を提供した販売事業者や同一製品を扱う取引先販売事業者に対し、当該情報に基づき行った対応等をフィードバックすること。
⑩ 國への報告義務となつてない重大製品事故以外の製品事故等についても、積極的に独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)へ報告すること。
⑪ グループ企業や業界団体においては、製品事故等の情報をグループ企業又は業界団体各会員から収集・集約し、適切に公表すること。

(3) 製品回収等の取組について

① 製品回収対応マニュアルを作成し、速やかで実効性のある製品回収実施体制を整備すること。

② 重大製品事故が発生する等の事態に至った場合、消費者の安全を確保し企業としての社会的責務を果たす観点から、速やかに製品回収等の対応をとること。

③ 製品事故等の情報を基に、製品の設計、部品、警告ラベルや取扱説明書の改良にフィードバックすることにより、製品事故等の再発防止に努め、継続的に製品安全を向上させること。

④ 消費者に対して製品の正しい使い方を啓発、周知するとともに、製品の誤使用に関する情報の提供や、国等が主催する啓発活動への積極的な参画を通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。

⑤ 製品回収等の緊急時において、資金的に十分に対応できないおそれがある場合は、保険への加入を検討する等により、体制を整備すること。

03. 中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が脆弱な中小事業者の配慮として、コスト面の制約等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、★が付された項目を中心取り組むことが望まれる。

輸入事業者に係る自主行動指針

消費生活用製品の輸入事業者は以下に掲げる対応を製品安全自主行動計画として策定し、それに沿って行動することが望まれる。また、自主行動計画の内容については、可能な限り、CSR レポートや事業者のホームページ等において、情報開示することが期待される。

関係業界団体においては、以下に掲げる対応を会員企業及び団体自らもともと努めるとともに、必要に応じ当該業界の製品特性に応じた対応をとるために指針を明確にするため、業界団体としての自主行動計画を策定し、それに沿って行動することが望まれる。

なお、これらの自主行動計画は、自社で輸入する製品だけでなく、他の輸入事業者等の製品に係る事故の実態や科学技術の進展等を踏まえ、定期的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれる。その際、第三者専門機関等の助言を得ることも有効であろう。

01. 企業トップの意識の明確化について

★ (1) 高性能な製品や低廉な製品を輸入することを追求するだけではなく、消費者に安全な製品を供給し、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」、「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。

(2) 会社法では、大企業等に対し、内部統制システム(取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制)構築の基本方針を取締役会で議決し、事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を对外的にも開示すること。

02. 体制整備及び取組について

(1) リスク管理体制の整備

- ① 製品の輸入の際に、海外の製造事業者から誤使用も含めた製品のリスク

アセスメントの結果を入手し、そのリスクを国内の使用環境に照らして評価し、その結果を海外の製造事業者に対して製品の設計、部品、警告ラベル、取扱説明書にフィードバックする等、継続的な製品安全向上に努めること。

- ② 製品輸入時の安全確認、品質管理(輸送、保管等)、原材料や部材の調達先の把握、当該調達先との製品仕様に関する情報共有体制、事故報告マニュアル、苦情対応マニュアル、製品回収等のリコール発動要件等を含めた製品安全の確保のために必要な各種規程類を策定すること。
- ③ 社内の部署を横断的に指示できる権限を有する製品安全担当部署を設置すること。

- ④ 重大製品事故の発生等により消費者が大きな被害に遭う場面を想定した緊急対応マニュアルを作成し、実効性ある緊急時の体制を整備すること。
- ⑤ 法令遵守の周知徹底を図るために教育・研修体制を整備するとともに、自主行動計画の実効性が確保されているかどうか、定期的に内部監査等によりモニタリングを実施すること。また、教育・研修やモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、各種規程類、体制、内部監査手法等を見直すこと。

(2) 情報の収集・伝達・開示等の取組について

- ① 製品事故等(欠陥、不具合、苦情、類似製品の事故)の情報について、海外の製造事業者、消費者、販売事業者、業界団体等からの積極的な取集体制を整備すること。その後、消費者や販売事業者から見て受け認口を明確にする等の体制を整備すること。
- ② 製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備すること。
- ③ 製品事故等の情報について、消費者、販売事業者等の社外の関係者に対する開示体制を整備すること。
- ④ 品事故等の情報について、海外の製造事業者、販売事業者等の社外の関係者との間で情報を共有し、共用できるような体制を整備すること。
- ⑤ 製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。

- ⑥ 製品事故等の情報について、消費者の安全・安心を第一として消費者に対して迅速かつ適切に開示すること。
- ⑦ 製品事故等の情報について、販売事業者、修理・設置工事事業者等の

修理・設置工事事業者に係る自主行動指針

- 社外の關係者に対して迅速かつ適切に開示すること。
- ⑧ 製品事故等の情報について、事故等が製品の部材に起因すると認められる場合においては、可能な範囲で、当該部材を使用している他の輸入事業者等に対して開示すること。
- ⑨ 製品事故等の情報を提供した販売事業者や同一製品を扱う取引先販売事業者に対し、当該情報に基づき行った対応策をファードバックすること。
- ⑩ 国への報告義務となっていない重大製品事故以外の製品事故等についても積極的に独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)へ報告すること。
- ⑪ クループ企業や業界団体においては、製品事故等の情報をグループ企業又は業界団体各会員から収集・集約し、適切に公表すること。
- ★
- (3) 製品回収等の取組について
- ① 製品回収対応マニュアルを作成し、遅やかで実効性のある製品回収体制を整備すること。
- ② 重大製品事故が発生する等の事態に至った場合、消費者の安全を確保し企業としての社会的責務を果たす視点から、遅やかに製品回収等の対応をとること。
- ③ 製品事故等の情報を基に、海外の製造事業者に対し、自社で販売する製品の設計、警告ラベルや取扱説明書の改訂にファードバックすることにより、製品事故等の再発防止に努め、継続的に製品安全を向上させること。
- ④ 消費者に対して製品の正しい使い方を啓発、周知するとともに、製品の誤使用に関する情報の提供や、国等が主催する啓発活動への積極的な参画等を通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。
- ⑤ 製品回収等の緊急時ににおいて、資金的に十分に対応できないおそれがある場合は、保険への加入を検討する等により、体制を整備すること。
- ★

01. 企業トップの意識の明確化について

- ★ (1) 利便性の向上のための施工を追求するだけではなく、安全に稼働する修理設置工事を通じて、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」、「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。

- (2) 会社法では、大企業等に対し、内部統制システム（取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制）構築の基本方針を取締役会で議決し、事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を会对外にも開示すること。

02. 体制整備及び取組について

- (1) リスク管理体制の整備
- ① 修理・設置工事が原因となり得る製品事故発生リスクの洗い出しを行い、そのリスクを評価し、その結果を修理・設置工事の方法等にフィードバックすることにより、継続的な製品安全向上に努めること。
- ② 製品の修理・設置工事基準、苦情対応マニュアル等を含めた製品安全の確保のために必要な各種規程類を策定すること。
- ③ 法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制や施工者のスキルと

03. 中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が脆弱な中小事業者への配慮として、コスト面の削減等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、★が付された項目を中心に取り組むことが望まれる。

03. 中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が脆弱な中小事業者への配慮として、コスト面の制約等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、★が付された項目を中心に取り組むことが望まれる。

(2) 情報の収集・伝達・通知等の取組について

- ☆ ① 製品事故等（欠陥、不具合、苦情、類似製品の事故）の情報について、消費者や販売事業者からの積極的な取組体制を整備すること。
- ☆ ② 製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備すること。
- ☆ ③ 製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者に対する通知体制を整備すること。
- ☆ ④ 製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者との間で情報を共有できるような体制を整備すること。
- ☆ ⑤ 製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。
- ☆ ⑥ 製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者に対して迅速かつ適切に通知すること。

(3) 修理・設置工事等の取組について

- ☆ ① 安全性レベルが低下する修理・設置工事は消費者の希望があつたとしても絶対に行わない等、施工者のモラルを維持すること。
- ☆ ② 製品事故等の情報を基に、修理・設置工事方法にフィードバックすることにより、継続的に製品安全を向上させること。
- ☆ ③ 製造事業者、輸入事業者が行う製品改修に協力すること。また、その際、購入者が分かる場合には、製造事業者、輸入事業者と協力して直接製品改修をすることや、個人情報保護に配慮しつつ製造事業者、輸入事業者に購入者を伝えること等により、製品改修が円滑に行われるよう積極的に対応すること。
- ☆ ④ 消費者に対して製品の正しい使い方を啓発、周知するとともに、国等が主催する啓発活動への積極的な参画等を通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。

モラルを持続的に向上させるための教育・研修体制を整備するとともに、自主行動計画の実効性が確保されているかどうか、定期的に内部監査等によりモニタリングを実施すること。また、教育・研修やモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ、各種規程類、体制、内部監査手法等を見直すこと。

販売事業者に係る自主行動指針

消費者用製品の販売事業者は以下に掲げる対応を製品安全自主行動計画として策定し、それに沿って行動することが望まれる。また、自主行動計画の内容については、可能な限り、CSR レポートや事業者のホームページ等において、情報開示することが期待される。

関係業界団体にあっては、以下に掲げる対応を会員企業及び団体自らもとるとよう努めるとともに、必要に応じ当該業界の製品特性に応じた対応をとるための指針を明確にする業界団体としての自主行動計画を策定し、それに沿って行動することが望まれる。

なお、これらの自主行動計画は、自社が販売する製品だけではなく、販売手法の変化等を踏まえ、定期的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれる。その際、第三者専門機関等の助言を得ることも有効であろう。

01. 企業トップの意識の明確化について

★(1) 高性能な製品や安価な製品を販売することを追求するだけではなく、消費者に安全な製品を販売し、安全・安心な社会を構築するといった社会的責任を十分に認識し、経営の基本方針に「消費者重視」、「製品安全の確保」を掲げ、経営者自らの言葉として、その方針を具体化したメッセージを社員に発すること。

(2) 会社法では、大企業等に対し、内部統制システム（取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、会社の業務の適性を確保するための体制）構築の基本方針を取締役会で議決し、事業報告において開示することを義務付けているが、自主行動計画についても、内部統制の一環として取締役会で議決し、策定した旨を対外的にも開示すること。

02. 体制整備及び取組について

(1) リスク管理体制の整備
① 苦情対応マニュアル、製品回収等のリコール実動要件等を含めた製品安全の確保のために必要な各種規程類を策定すること。

② 法令遵守の周知徹底を図るための教育・研修体制を整備すること。

(2) 情報の収集・伝達・通知等の取組について

- ① 製品事故等（欠陥、不具合、苦情、類似製品の事故）の情報について、消費者や修理・設置工事事業者からの質疑的な取集体制を整備すること。
- ② 各店舗で受け付けた事故情報を本部に迅速に伝達し、各店舗間で共有する等、製品事故等の情報について、社内への伝達体制を整備すること。
- ③ 製品事故等の情報について、直接情報を提供する方法も含め、消費者や修理・設置工事事業者に対する情報提供体制を整備すること。
- ④ 製品事故等の情報について、情報を入手した部署は直ちに経営トップ等に伝達すること。
- ★ ★ ⑤ 製品事故等の情報について、製造事業者、輸入事業者等の社外の関係者に対して迅速かつ適切に通知すること。また、事故原因に關連する情報報を製造事業者、輸入事業者から収集するよう努めること。
- ⑥ グループ企業や業界団体においては、製品事故等の情報をグループ企業又は業界団体各会員から収集・集約し、製造事業者、輸入事業者にファーバックしつつ、必要に応じ適切に公表すること。
- ⑦ 製造事業者、輸入事業者の協力の下、誤使用に関する情報提供を含め、製品の安全な使用方法を広く消費者に普及させること。

(3) 製品回収等の取組について

- ① 重大製品事故が発生する等の事態に至った場合、消費者の安全を確保し企業としての社会的責任を果たす観点から、製造事業者、輸入事業者が行う製品回収に協力すること。また、その際、購入者が分かることには、製造事業者、輸入事業者と協力して直接製品回収をすることや個人情報保護に配慮しつつ製造事業者、輸入事業者に購入者を伝えること等により、製品回収が円滑に行われるよう積極的に対応すること。
- ② 製品事故等の情報を基に、安全性の観点から仕入れの見直しを行う等により、継続的に製品安全を向上させること。
- ③ 製品の安全性向上策に関する提案等を製造事業者、輸入事業者に行うこと。
- ④ 消費者からの相談に対して、製品の安全面でのフォローアップを行うこと。
- ⑤ 消費者に対して製品の正しい使い方を啓発、周知することとともに、国等が

主催する啓発活動への積極的な参画等を通じ、製品安全文化の定着に貢献すること。

03. 中小企業が取り組むべき項目

大企業に比べて組織力の規模が小さく、資本力が脆弱な中小事業者への配慮として、コスト面の削減等の実態面を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定が必要であることを勘案し、★が付された項目を中心取り組むことが望まれる。

問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 製品安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
電話 03-3501-4707
FAX 03-3501-6201
e-mail sehin-anzen@meti.go.jp

※本資料は、以下のURLから入手できますので、御自由に御活用下さい。
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>

2) 健康被害の危険度を検討するための 急性中毒症例の収集と解析